毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その5)

本基準は、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第40条の規定を実施するため、毒物及び劇物の具体的な廃棄の方法を定めたものである。

本基準は、一般的に広く適用し得る方法であるが、廃棄される毒物若しくは劇物 の量又は当該毒物若しくは劇物に含まれている他の物質の種類及び量等により本基 準が実施できない場合には基準の細部についての変更を行い、又は本基準と異なる 方法を採用しても差し支えない。いずれの場合においても廃棄処理に伴う生成物 等について検討を行い、水質汚濁防止法等関係諸法令に適合するよう十分留意しな ければならない。

なお、本基準の構成は次のとおりである。

- 1 品目一毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物指定令に掲げている毒物又は劇物 の名称を示し、これと異なる一般名があるときは、括弧書きでその名称を記載し た。また、毒物又は劇物の名称が包括的である場合には下段に具体的な毒物又は 劇物を例示した。
- 2 廃棄方法一具体的な廃棄方法を示し、〈備考〉として廃棄を行う際に特に注意すべき事項を記載した。
- 3 参考として廃棄方法により生じる生成物(回収法及び焙焼法以外の廃棄方法により生じる不溶性のものに限る。)、検定法その他毒物又は劇物の物性、取扱い上の注意等を必要に応じて示した。